

人事委員会事務局長が答弁

## ボーナス年4.1月は厳しい

9月10日、高教組は公務共闘として人事委員会事務局長交渉を行いました。交渉の中で事務局長は、人事院勧告どおりに今年度の一時金を0.27月上げて、年間4.1月分を支給するのは厳しいとの見通しを表明しました。人事委員会勧告は10月初旬に発表される予定です。

### 国の「給与制度の総合的な見直し」に反対してください

組合：人事院がすすめる「1給与制度の総合的な見直し」に反対し、地方自治体に波及させないようにしてください。

事務局長：国・地方・民間との均衡を図って勧告する。国の実態も均衡を図る一つの条件として検討する。

組合：人事委員会は「給与制度の総合的な見直し」をどう受け止めているのか。

事務局長：国が見直しをする理由としてどうなのかと思う。2%の引き下げが目目されているが、制度そのものの見直しなのではないかと思う。

組合：人事院勧告に準じたり、民間に準じたり、都合の良いほうばかり見ているのではないか。職員の賃金の切り下げとしか思えない。

事務局長：制度は国に準じて来ている。

組合：県独自の勧告はありうるのか。

事務局長：ありうると思う。

### 月例給および一時金を大幅に引き上げてください

組合：月例給および一時金を大幅に引き上げるように求める勧告をしてください。

事務局長：（一時金に関しては）民間調査の作業中である。何ともいえない。マイナスはあり得ないと思う。国は

**1給与制度の総合的な見直し**:来年4月から地方の公務員の賃金を2~4%引き下げ、代わりに都市部の公務員の地域手当を大幅に引き上げるといふ政府の方針。今年度の人事院勧告の中に盛り込まれた。退職金も引き下げられる。

**2本県は0.1月少ない**:県人事委員会は2012年10月に一時金（ボーナス）について、国の人事院勧告を0.1月下回る勧告をしました。このため、現在青森県の一時金（ボーナス）は3.85月で全国最低レベルです（国や他県は3.95月）。

0.27月アップだが、本県は微妙。一時金に関してはもともと<sup>2</sup>本県は0.1月少ない。国まで追いつくのは厳しい。

組合：7年ぶりのベア（ベースアップ）勧告になったのは嬉しいが、率には納得していない。14年ずっと上がっていないのだから。一時金は昨年、県の独自カットもあった。ぜひ、国並みにしてほしい。県職員の生計費の実態を人事院にアピールしてほしい。

### 現給保障を継続して下さい

組合：2006年の給与構造改革に伴う現給保障が行われている。人事院勧告は現給保障廃止だが、対象者がいるうちは継続してほしい。

事務局長：東北各県は徐々に廃止している。対象者も減っているし額も減っている。激変緩和の措置なので、いつまでやるのかという問題である。

組合：ぜひ最後の一人まで続けて欲しい。

